定期修理研究会報告書および公取回答について

2020年1月28日 定期修理研究会 (事務局:石油化学工業協会)

昨年7月に、石油化学工業協会(石化協)は、「定期修理(定修)の課題および解決 策」を多方面から検討するため、定修に関る5事業者団体および有識者2名のご協力を 得て、「定期修理研究会(研究会)」を立ち上げました。

今般(12月)、7回に亘る研究会の開催(1回は書面審査)を経て、「**定期修理研究** 会報告書(報告書)」を取りまとめましたので、以下の通りご報告申し上げます。

また、研究会の活動と並行して進めておりました本件に関る公正取引委員会(公取)との折衝につきましても、以下の**了解**を公取から得ましたので、併せてご報告申し上げます。

1. 報告書の要旨(詳細は、別添1「簡略版」ご参照)

(1) 問題意識と定期修理研究会の立ち上げ

少子高齢化が進展し、働き方改革の順守が求められる中で、メンテナンスや非破壊検査会社など工事・検査会社を含めて、定期修理(定修)に関わる「工事技能の維持」や「工事品質の確保」が懸念されている。また、生産設備の高経年化は、「工事内容の難化」や「工事量の増大」に伴う「工事期間の長期化」をもたらし、さらに石油化学(石化)各社にとり「定修時期の重複」は生産設備の安全・安定運転の維持に支障を来たしかねない「喫緊の課題」となっている。

当協会(石化協)は、定修に関わる事業者団体5団体(石油連盟、日本化学工業協会(日化協)、日本メンテナンス工業会(メンテ工業会)、日本非破壊検査工業会(検査工業会)、日本プラスチック工業連盟(プラ工連))および化学産業について学識経験を有する有識者2名の協力を得て定修の課題および解決策を多方面から検討するため、「定期修理研究会」を立ち上げた。

(2) 定期修理の実態・法規制とエチレン市況との相関

年産 60 万 ½ 規模のエチレン製造装置の**定修概要**を紹介し、欧米アジアでの定修に 関る**法規制の差異**を示した上で、定修と**エチレン市況の相関**を明らかにした。

(3) 定修から発生する問題点と課題解決の方向

後述の定修に係る課題について、効果が最も期待できるのが、「**定修時期の分散**」であり、課題解決の「**最善の方策**」である。

なお、スーパー認定取得のため石化各社は 2022 年までの定修日程を概ね決定している。従って、「定修の分散化」は 2023 年以降の定修を対象とし、日程の調整は本年(2020 年)から開始する。

- ①定修について、石化協は**石化側が抱える問題点**を示す一方、定修工事を担うメンテ工業会や検査工業会は工事・検査従事者の**技能の低下や熟練従事者の不足**に加えて、新規従事者への**技術伝承の困難さ**を指摘した。
- ②顧客業界を代表する日化協やプラ工連は、経時変化を伴う製品在庫の**定修前積み上げの困難さ**や定修の重複により引き起こされる**石化製品供給の不安定さ**を定修の問題点とした。
- ③昨年4月から導入された働き方改革の時間外労働時間の上限規制について、現状のままでは順守が難しく、定修の仕組みを変えざるを得ない状況に至っている。
- ④経済産業省は定修の現状に対する危機感を示し、厚生労働省は定修に関る事業者が種々の改善策を実行するものの、石化会社から工事・検査など最終下請事業者までを一気通貫で把握する労働時間管理の困難さを承知している。両省は、現状の延長線上での取り組みではなく、「抜本的な定修の進め方の再構築」を強く求めている。

(4) 解決に向けた方向性および方策

以下の事項に留意しながら、定修日程の調整を円滑に進めるため、「**定修会議**」を設置する。定修会議の委員は、直接の利害関係がない工事・検査や顧客業界の「事業者団体事務局」および「学識経験者」から選出する。また、日程の調整に参加する石化各社に対して公平性や透明性を担保するため、「ガイドライン (別添2)」を策定した。

- ①保安の確保と労働災害の防止を最優先に方向性と方策を決定する。
- ②働き方改革の関連法令の順守を徹底する。
- ③サプライチェーンを維持する。
- ④定修日程の調整を円滑に進めるため**定修会議の設置**し、日程調整の**公平性と透明** 性を担保するため、**ガイドラインを策定**した。

(参考) ガイドライン (13項目で構成) の骨子

- 1. ガイドラインは、工事・検査関係者や顧客の不利益を回避した上で、公平性や透明性を保ちながら、参加する石化会社の自主性を尊重し、**定修日程の調整を円滑に進めること**を目的とする。
- 2. 日程調整を実施するため「**定修会議**」を設置し、**委員は8名以内**とする。委員は、直接の利害関係がない日本メンテナンス工業会、日本非破壊検査工業会、日本化学工業会および日本プラスチック工業連盟の**4団体事務局から各1名**の4名と**学識経験者から4名以内**を委員として選出する。
- 3. 日程調整の対象装置は「エチレン装置」とし、対象地域は東および西日本の2地域に分ける。
- 4. 日程調整の**対象年は 2023 年以降**とし、**2020 年 7~8 月に**各社から提出された定修日程に基づき、重複が 1 週間を超える定修について、**日程の調整を実施**する。
- 5. 定修の日程調整を円滑に進め、コンビナート構成企業や顧客への影響を最小化するため、高圧ガス保安法が 定める「**許可日」が「保安検査日」で変更されない「運転免許証方式」**のような柔軟な行政対応を求める。
- 6. 調整結果は経済産業省に報告するが、特別の事情がない限り「対外公表」を実施しない。

- 7. 石化会社は、日程調整の結果を速やかに定修調整の影響を受ける顧客およびコンビナート企業に連絡する。
- 8. 定修日程の提出または日程の調整が相当の期間連続して発生しない場合は、「定修会議」を休止する。

(5) 今後取り組むべき課題

定修調整の実施と併せて、官民の双方向から以下の課題に取り組む。

- ①定修に関る規制改革を推進する。
 - ア.「法定許可日」の弾力的運用(運転免許証方式)と保安 4 法での同時対応
 - イ. 行政手続きの簡素化(電子受付など)と関税法が認めている土日祝日に事務 を執行する「**臨時開庁**」制度の導入
- ②コンビナート地域は、以下の対策に取り組む。
 - ア. 定修従事者の特定、教育受講実績、保有資格など「個人履歴」を IoT やクラウドを用いて発注側と受注側で共有し、入出構手続きの簡素化などを推進
 - イ. 発注側は「着工許可書」などを全国ベースで様式や手続きの統一化と簡素化
 - ウ. 特定コンビナート地域が設ける「自主的な資格」を全国ベースで活用
 - エ. 安全教育の「**共通科目」**を全てのコンビナートで有効とし、教育実施時期を「変形労働時間制」による閑散期(夏季と冬季)に開催
- ③コンビナート地域の取り組みの共有化を図る全国ベースの「会議体」を開催する。

(6) おわりに

改善を着実に実施するため、全国ベースの会議体を開催し、経済産業省、府県庁 およびコンビナート地域企業が「**進捗状況を共有化**」することが重要となる。

2. 公取の回答(口頭)(10月28日公取説明、12月19日回答受領)

「本件取組は、**調達市場又は製品市場における競争を実質的に制限**するものではなく、 また、相談者の構成事業者であるエチレンメーカーの事業活動を不当に制限するもの ではないことから、独占禁止法上問題となるものではない。

なお、本件ガイドライン案では、当委員会へ調整内容等を報告する旨が規定されているが、独占禁止法上問題ないとした本件取組の結果について報告をする必要はない。 また、定修会議の委員には、メンテナンス工事業者の団体や誘導品メーカーの団体の 職員が選任されるため、本件取組を通じて、それらの業界における競争制限行為が 誘発されないよう留意する必要がある旨を付言する。」

3. 経済産業省への「報告書」提出

本日(1月28日)午前、経済産業省/高田製造産業局長および吉村素材産業課長に、 定期修理研究会/橘川座長(東京理科大大学院教授)、志村石化協専務理事より、 「定期修理研究会報告書」を提出し、内容の説明を行った。



【報告書提出:左から】 吉村素材産業課長、高田製造産業局長 橘川座長、志村専務理事

4. 今後の日程

2020年	1/23	◎石化協「理事会」報告
	1/28	◎経済産業省報告と対外公表
	2月上旬	○第1回各社実務者への説明
	4月	○第2回各社実務者への説明
		○定修日程の提出依頼
		○定修会議の委員選任
	6月末	○定修日程の締切
	7~8月	◎対象初年度2023年の調整実施
2021年	同上	○2024年の日程調整
2022年	同上	○2025年の日程調整
2023年	同上	◎日程調整の初年
		○2026年の日程調整
2024年以降同様の対応を実施		

4. その他

- (1) 開催予定の2回の「**実務者説明会」**にて、定修に実際に携わる「**実務担当者**」 への詳細説明を実施する。
- (2) 前述の「1. (5) 今後取り組むべき課題」として、
 - ①定修に関る規制改革の推進
 - ②コンビナート地域が取り組む対策
 - の2点について、石化協は石化協活動として推進するとともに、会員各社に立地 コンビナート地域での「**官民協議会」**などを通じて、具体的な活動をお願いする。

以上